

飯田短期大学紀要投稿規程

1. 名称および目的

本紀要の名称は「飯田短期大学紀要」とし、
本学教職員の学術研究の発展を目的とする。

2. 投稿資格

本紀要に投稿できる者は、原則として本学
専任教職員（元専任教職員を含む）とする。
それ以外の者は、現本学専任教職員が共著
者である場合に限り、投稿することができる。

3. 論文

論文は、研究ノート、論説、資料等を含み、
学術上有意義なもので、他誌に未発表のも
のとする。ただし、口頭発表及びその折の
資料・レジュメ等は、その限りではない。

4. 執筆要項

論文等投稿者は、別に定める執筆要項に
従って論文等を作成する。執筆要項は委員
会事務局が配付する。

5. 論文等の受付

原稿は完全原稿とし、複写3部に所定の投
稿票を添付して、委員会事務局に提出する。

6. 受理日

論文等受理日は、論文等の閲読が終了した
日とする。

7. 編集

論文編集は委員会が責任をもって行うこと
とする。最終校正は委員会が行うが、投稿
論文等の内容についての責任は、すべて執
筆者が負うものとする。

8. 校正

校正は3校とする。校正段階での原稿の大
幅な加筆訂正は認めない。刊行に差障りが
あるときは、当該論文等の掲載を延期する
ことがある。

9. 刊行

刊行は年1回とし、発行日は5月27日（開
学記念日）とする。

10. 別刷り

別刷りは執筆者1名につき10部までとし、
それ以上は執筆者の負担とする。

11. 著作権

- (11-1) 本紀要に掲載された論文等の著作物
に係る著作権（著作権法第二十一条から同
法第二十八条に定められた諸権利、以下
「著作権」とする）は、本学が管理する。
- (11-2) 本学は、本紀要に掲載された論文等
の著作権を、学術振興の精神に則って管理
しなければならない。
- (11-3) 本学は、本紀要に掲載された論文等
の頒布、公衆送信、展示、その他の学術振
興に寄与する活動を行うことができる。

附則

本規程は1996（平成8）年11月26日より施
行する。

- (1) 2003（平成15）年4月1日改訂.
- (2) 2011（平成23）年6月1日改訂.
- (3) 2012（平成24）年1月25日改訂.
- (4) 2016（平成28）年12月7日改訂.
- (5) 2021（令和3）年4月1日改訂.
- (6) 2023（令和5）年4月1日改訂.